

## 男女共同参画施策費

総務部人権男女共同参画課

## ア 宝塚市における性的マイノリティ施策の歩みと今後の課題

## 【背景】

平成 15 年（2003 年）の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行などを受け、平成 25 年（2013 年）ごろから全国各地で性的マイノリティに関する理解の促進と支援の必要性の認識が広がり、平成 27 年（2015 年）の「性同一性障害者に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について」の文部科学省の通達など、学校や医療機関等に対し、配慮を求める通達が国から発せられました。

平成 27 年（2015 年）には、東京都渋谷区と世田谷区においてパートナーシップ宣誓制度が導入されました。

## 【本市の取組】

性の多様性を理解し、誰もが生きやすい社会づくりを目指して、平成 27 年（2015 年）11 月に、市の方針として「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚」（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）を策定し、取組を進めています。

## 【具体的な取組内容】

平成 28 年度（2016 年度）以前

- ・ 庁内での公文書等における不必要な性別記載欄の削除を決定  
(平成 16 年（2004 年）1 月)
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に係る被保険者証等の表面に戸籍上の性別記載を希望しない方に、裏面に記載した被保険者証等を交付  
(平成 27 年（2015 年）11 月)

平成 28 年度（2016 年度）

- ・ 宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を日本で 4 番目に制定（平成 28 年（2016 年）6 月 1 日）
- ・ 全職員を対象とした研修、市民向け講演会、職員が出向く出前講座、専門家や当事者による講師派遣を実施
- ・ リーフレット（市民向け・教職員向け）作成
- ・ 電話相談の設置
- ・ 電話相談案内チラシ、ポスター等作成
- ・ 広報たからづかに性的マイノリティの特集記事を掲載（7 月号）
- ・ レインボーシール作成、公共施設にポスター掲示
- ・ 公共施設の多目的トイレを誰でもトイレと表示

平成 29 年度（2017 年度）

- ・ ホームページ開設

- ・ツイッター開設（フォロワー数 652 件：令和 3 年（2021 年）7 月 21 日現在）
- ・宝塚市職員採用試験受験申込書から性別欄を削除
- ・宝塚市職員互助会では、結婚祝い金を支給

#### 平成 30 年度（2018 年度）

- ・広報たからづかのまんが広報に特集（2 月号）
- ・犯罪被害者支援制度の遺族支援金の対象とする
- ・男女共同参画の視点に立った表現ガイドラインを改訂し、性的マイノリティに関する視点を追加
- ・男女共同参画推進条例改正。性自認、性的指向による差別を禁止

#### 令和元年度（2019 年度）

- ・性的マイノリティの方への支援を示す「にじいろのまち宝塚ステッカー（レインボーステッカー）」を公共施設の窓口へ貼付
- ・レインボーステッカーを医師会、民生委員・児童委員、市民の希望者へ配布
- ・「性的マイノリティに寄り添った職員対応マニュアル」を全庁に配布

#### 令和 2 年度（2020 年度）

- ・株式会社セブン-イレブン・ジャパンと包括連携協定を締結し、レインボーステッカーを市内の 17 店舗で掲示

#### 令和 3 年度（2021 年度）

- ・阪神 7 市 1 町（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）による「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」を締結

#### **【今後の課題】**

- ・医療や不動産関係などの事業者への啓発
- ・パートナーシップ宣誓者に対する支援内容の充実
- ・パートナーシップ宣誓制度の連携協定締結自治体の増加に向けた取組

#### イ パートナーシップ宣誓制度利用者&宣誓書返還状況

令和 3 年（2021 年）9 月 30 日現在 宣誓件数 11 件 宣誓書返還件数 2 件

#### ウ 阪神 7 市 1 町によるパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書の締結までの経緯及び締結による広域の宣誓制度などの性的マイノリティ施策

#### **【経緯】**

令和 3 年（2021 年）1 月 8 日現在で、パートナーシップ宣誓制度を導入する自治体は、全国で 74 団体、県内では 7 市が導入されていました。法に基づく婚姻ではないことから、1 自治体の取組としては限界があり、導入自治体における連携した取組が必要であると認識していましたが、各自治体で宣誓要件等の違いなどが課題となっていました。その後、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日からは西宮市や猪名川町

でも導入されることとなり、また、先に導入した自治体からの連携協定締結についての提案を契機として、本市が協定締結の呼び掛けを行いました。

自治体間での意見交換会を経て、協定締結が可能と判断した阪神7市1町で協定内容や宣誓要件等の調整を行い、令和3年(2021年)4月6日に「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」を締結しました。

#### 【広域の施策】

協定締結自治体内での転出・転入の場合、受領証等の交付自治体への返還手続きや、転入先での新たな受領証等の交付に際して戸籍謄本等の書類を不要とするなど、手続きを簡略化することで当事者の負担軽減を図ります。また、性的マイノリティの方への支援についても連携して取り組んでいくこととしています。

協定締結自治体間で予定している今後の連携した取組

- ・それぞれの自治体のホームページ、広報等で各自自治体の相談窓口を周知
- ・統一ロゴの作成
- ・不動産関係などの事業者への啓発
- ・職員研修などの実施や相互参加

エ 性的マイノリティ施策における明石市などの県内自治体、全国の状況との比較  
令和3年(2021年)7月1日現在 パートナーシップ宣誓制度導入状況

- ・全国110自治体
- ・兵庫県内9自治体

その他の自治体の取組状況

- ・東京都渋谷区や世田谷区、横浜市などでは、性的マイノリティの当事者や家族が集まって話し合うための交流スペースを開設
- ・明石市では、パートナーシップ宣誓者の子どもを対象に含めるファミリーシップ制度を導入